

# 「京都マラソン 2027」海外ランナー受付・宿泊等業務 仕様書

## 1 委託業務の名称

「京都マラソン 2027」海外ランナー受付・宿泊等業務

## 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 京都マラソン 2027 の概要（案）

- (1) 名 称 京都マラソン 2027
- (2) 開 催 日 令和9年2月21日（日）
- (3) 趣 旨 ①市民スポーツの振興  
②京都の魅力を国内外に発信  
③京都・日本の活性化
- (4) 主 催 京都市、一般財団法人京都陸上競技協会
- (5) 種目・定員 マラソン（16,000名（予定））  
ペア駅伝（250組500名（予定））  
車いす競技（20名（予定））
- (6) 競技時間 マラソン6時間
- (7) コー ス 2027大会（別紙1）を基本とする。（予定）
- (8) そ の 他 ファンラン実施（予定）

## 4 大会運営に係る基本的な考え方

京都マラソンの持続可能な大会運営のための基本的な考え方は以下のとおりである。  
本業務の提案に当たっても、必要に応じてこれらを参考とすること。

- ア 大会の強みを伸ばすことで、他の都市型マラソンとの差別化を図る。
- イ レジャー志向（競技性重視ではなく誰もが気軽に楽しめる）の大会を目指す。
- ウ 企業ニーズを踏まえ、積極的な協賛獲得を図り、大会収支の安定化に努める。
- エ 大会の開催意義の分かり易い発信に努め、本大会への市民理解の醸成に最大限努める。

## 5 業務目的

本業務は、海外ランナーに対する円滑かつ高品質な参加環境を整備し、京都マラソンにおける国際対応基盤を確立することを主目的とする。併せて、海外ランナー誘客に関する有効な手法やネットワークを有する場合はその提案を求め、必要に応じて別契約等により誘客施策の高度化につなげる。

## 6 委託内容

### (1) 海外ランナー受付等に係る業務

- ア エントリー受付（英語、中国語繁体字、中国語簡体字）
  - ・専用サイトを開設（令和8年7月中旬頃）
  - ・申込フォームの作成

- ・受付確認の通知（メール）
- ・参加料徴収（クレジット決済（手数料支払い含む）  
エントリーと同時に徴収する。
- ・ニックネームゼッケンのアルファベットからカタカナへの変換
- ・国内枠データへ統合するためのデータ提出（事務局の示す様式に合わせる）
- ・その他、エントリー業務に関すること
- ・団体の申込み対応（ホームページでの受入対応周知、事務手続き、一括支払を含めた入金対応を行う）

イ 問い合わせ対応（英語、中国語など）

大会要項や募集要項等、京都マラソンの事業内容を十分に把握したうえで、電話でのコールセンター業務、メール回答業務など、海外ランナー等からの問い合わせに対応すること。

ウ 各種制作物の翻訳と送付

以下について、英語・繁体字・簡体字に翻訳し、当選者にメールで送付すること（令和8年1月頃）。

- ・ビブス引換証案内（ランパスポート案内）
- ・健康チェックリスト
- ・参加案内（A4/16ページ）
- ・海外ランナーアンケート
- ・表彰状

※ 翻訳言語については、状況に応じて変更する場合がある。

※ 制作物については、状況に応じて追加・削減する場合がある。

エ ランナー受付及び大会本部対応（英語、中国語など）

- ・大会前日及び前々日のランナー受付における問い合わせ対応
- ・大会当日は大会本部で通訳可能なスタッフ2名とともに従事し、海外ランナーからの問い合わせ等に対応すること。

オ 大会本部対応

- ・大会当日のヘルプデスク（みやこめっせ）対応。フィニッシュ会場におけるランナーや応援者への翻訳対応

※ 大会本部で従事する通訳スタッフについては、状況に応じて、事務局から増員または減員を要請する場合がある。

カ 表彰式での通訳対応

日本語が分からない海外ランナーが入賞（男女各1位～8位）し、大会当日に実施する表彰式に出席する場合は、大会本部に従事している通訳スタッフが対応すること。

※ 各翻訳については、ネイティブチェックを徹底すること。適切に業務が履行されない場合は、翻訳作業を委託内容から切り離すこととする。また、これにより京都マラソン実行委員会が要した費用及び誤った翻訳により新たに要した費用を支払うこと。

## (2) 宿泊予約に係る受付業務

- ・ 国内、海外ランナーに係る客室を確保のうえ京都マラソン専用の宿泊申込みサイトを開設するとともに、ランナー等の宿泊予約を受け付けること。

※宿泊申込サイトの開設時期：R8.7頃

- ・ 宿泊予約は、ランナーサービス充実によるランナーエントリー増を目的としている。宿泊申込み者のうち海外ランナーの申込目標人数をその根拠も合わせて記載すること。

※宿泊手数料収入は受託者の収入とする。

- ・ 宿泊申込みサイトに係る専用バナーを制作すること。

※同バナーは「京都マラソン 2027」ホームページに掲載予定。

## (3) 提案業務（海外ランナー誘客）【独自提案】

受託者は以下について具体的に提案すること。また、誘客目標人数を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を明示すること。また、当該目標の設定の妥当性及び達成に向けた方策の具体性・実現可能性を評価の対象とする。

提案に当たり、追加経費を要する場合は、予定額とは別とし、(1)及び(2)の業務に係る費用とは別途見積書を作成すること。また、複数の提案を行う場合は、提案ごとに見積書を作成すること。

なお、誘客に関する取組の実施については、提案内容を踏まえ、選定後に、発注者と協議の上決定するものとし、実施を保証するものではない。

### ア 海外ランナー誘客に関する提案

- ・ 海外ランニングクラブ、コミュニティ等との連携
- ・ ターゲット市場の設定（国・地域・層）
- ・ 効果的な募集手法（例：コミュニティ連携型、口コミ誘発型等）

### イ 京都らしい体験価値の創出に関する提案

- ・ 文化・観光資源との連携（例：寺社仏閣等との連携など）
- ・ 市民・ボランティアとの交流機会の創出
- ・ 滞在満足度向上のための施策

(参考)

1 海外ランナー参加者数

	定員	参加者数
京都マラソン2026	4,000人	2,386人
京都マラソン2025	2,000人	1,793人

2 居住国別エントリー（上位6カ国）

居住国	2026		増減率 (2025比)	2025	
	人数	海外全体割合		人数	海外全体割合
台湾	393人	16.5%	82.4%	477人	26.1%
香港	350人	14.7%	126.8%	276人	17.2%
米国※	310人	13%	442.9%	70人	3.6%
韓国	302人	12.7%	127.4%	237人	13.3%
中国	212人	8.9%	65.4%	324人	17.4%
タイ	157人	6.6%	108.3%	135人	8%

※米国からの参加率は、2026大会を除き、例年2025大会並で推移。

3 京都マラソン2026海外ランナーアンケート結果

別紙2参照

## 6 報告書の提出

業務をすべて終了したときは実施内容が分かる書類を添付のうえ、業務終了報告書を提出すること。

## 7 業務を行ううえで留意する点

- (1) 本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。
- (2) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (3) 本業務の全部または主たる一部を、第三者に委任してはならない。また、本業務の一部を第三者に委任する場合は、京都マラソン実行委員会に書面により事前に申請し、承認を得ること。

なお、一括再委託を行うことはできない。

### 【一括再委託の基準】

ア 契約金額の内訳のうち、7割を超える額に相当する部分を再委託するとき。

イ 契約履行手段の主な項目である部分を再委託しようとするとき。

ウ 作業を細分化して複数の業者に再委託し、受注者自らは契約の履行箇所に常駐等せず、実際には直接、指揮又は検査等を実施しているとは認められないとき。

エ 再委託の相手側が更に実際に作業に当たる業者に再委託するとき。

- (4) 業務遂行に当たっては、京都マラソン実行委員会と綿密な情報交換を行うとともに、委員会の指示に従うこと。また、場合によっては京都マラソン実行委員会が仲介し、前

回大会の業務受託者からの引き継ぎを受けたり、他の業務受託者（運營業務：国内ランナーエントリー・受付、広報業務：外国語ホームページ、SNS）としっかり連携を行うこと。

- (5) 納入した成果品に係る著作権ほか一切の権利は京都マラソン実行委員会が保有し、委員会が該当データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- (6) 自社の旅行パンフレット、ホームページ、支店などのほか、必要に応じて京都マラソン実行委員会と連携するなど、大会当日の交通規制やノーマイカーデーなどのPRを幅広く行うこと。また、自社が造成する大会当日の修学旅行、バスツアー等と大会が互いに支障をきたさないよう日程等を調整すること。
- (7) エントリー受付や参加案内の送付の際に、スタート整列の順番や時間制限関門など、募集要項等の周知に努め、大会運営に支障が出ないようにすること。
- (8) 事業の実施に係る物品の調達等に際しては、地域の活性化の観点を考慮すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、実行委員会と協議のうえ、定めることとする。特に、経費の増加を伴う案件については、早期に書面にて実行委員会の事前承認を得ること。事後報告は受け付けない。
- (10) 受託者は、本業務の履行に当たり、別紙3「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に定める内容を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、契約締結時に別紙4「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出するとともに、実行委員会の求めに応じて立入調査に対応又は別紙5「個人情報取扱事務の委託先への検査チェックシート」を提出すること。